じ。）を行う場合にあっては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

(1)　当座貯金又は当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介　当座貯金業務、当座預金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当座貯金業務又は当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

(2)　前項第三号イ(2)に掲げる行為　資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当該業務を的確に遂行することができると認められる者

［削る。］

［ロ～ニ　略］

［十四　略］

十五　主たる組合業務等（組合業務及び代理事業（前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業及び当該事業に付随する業務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イ　前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。）に係るものを除く。）であることその他の組合業務等における利用者との間の取引関係に照らして、所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること。

(1)　事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。以下この項において同じ。）であってその契約の締結に係る審査に関与しない場合　資金の貸付業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

(2)　前項第三号イ(2)に掲げる行為を行わない場合　当座貯金業務若しくは当座預金業務若しくは資金の貸付業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

(3)　(1)及び(2)以外の場合　資金の貸付業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

［ロ～ニ　同上］

［十四　同上］

十五　［同上］

［ロ・ハ　略］

［十六～三十九　略］

四十　業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林中央金庫等は、その旨を、理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（イに掲げる場合にあっては、変更後の委託契約書の写しを含む。）を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ること。ただし、ハに掲げる場合にあっては、所属農林中央金庫等又は業務代理組合がその発生を知った日から三十日以内に届け出ることとする。

［号の細分を削る。］

イ　［略］

ロ　［略］

ハ　代理事業に関する不祥事件（業務代理組合又はその役員（その職務を行うべき者を含む。）若しくは職員が次のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。）が発生した場合

(1)・(2)　略

(3)　現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うことその他有価物の紛失（盗難に遭うことと及び過不足を生じさせることを含

［ロ・ハ　同上］

［十六～三十九　同上］

四十　業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林中央金庫等は、その旨を、理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（ロに掲げる場合にあっては、変更後の委託契約書の写しを含む。）を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ること。ただし、ニに掲げる場合にあっては、所属農林中央金庫等又は業務代理組合がその発生を知った日から三十日以内に届け出ることとする。

イ　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

ロ　［同上］

ハ　［同上］

ニ　［同上］

(1)・(2)　同上

(3)　現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭うこと